

# 見附市若者交流活躍機会創出事業委託 公募型プロポーザル実施要領

令和8年4月 見附市 企画調整課

## 1 はじめに

この要領は、見附市若者交流活躍機会創出事業を実施するにあたり、仕様を満たす限りにおいて民間のアイデアを活用し、効率的かつ効果的に事業効果を得られるように自由な提案を促すとともに、価格のみによる競争では本事業の目的を達成できないと判断できることから、企画内容や業務体制、実績等を総合的に評価する公募型プロポーザル方式によって、優先交渉事業者を選定するための手続等に関し、必要な事項を定めるものである。

## 2 契約の概要

- (1)業務名称：見附市若者交流活躍機会創出事業委託
- (2)契約方法：公募型プロポーザル方式による随意契約
- (3)履行期間：契約締結日から令和11年3月31日まで
  - ※ 3か年の事業実施に関する基本協定を締結し、業務委託契約については年度毎に契約を締結する。
- (4)履行場所：見附市
- (5)業務内容：別紙1「見附市若者交流活躍機会創出事業委託仕様書」のとおり
- (6)提案上限額：30,000千円（令和8～10年度合計）
  - ※ 各年度あたりの上限額は10,000千円とする。
  - ※ 上記金額で令和8～10年度の債務負担行為を設定しているが、当該債務負担行為によって、翌年度以降の歳出予算が何ら保証されるものではない。また、委託業務の履行状況により、協定締結期間内において業務内容の変更や委託契約の解除を行う場合がある。

## 3 参加者の資格要件

プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる資格要件を満たさなければならない。また、プロポーザルに参加する者が契約締結までの間に、参加資格要件を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 国税、地方税のいずれの滞納がないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者及び見附市の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

## 4 選定方法

公募型プロポーザル方式によって優先交渉事業者を選定する。選定は、プロポーザル参加者から提出された提出書類およびプレゼンテーションに対し審査を行う。

## 5 実施日程

内容	期間等
公募開始	令和8年4月10日（金）
質問受付	令和8年4月17日（金）17時まで（必着）

内容	期間等
質問回答	令和8年4月24日（金）までに本市HPに掲載
企画提案書類提出期限	令和8年5月8日（金）17時まで（必着）
プレゼンテーション審査	令和8年5月18日（月）予定
優先交渉権者決定通知	令和8年5月下旬（予定）
契約締結	令和8年6月上旬（予定）

## 6 プロポーザルの内容に関する質問の受付及び回答

### (1) 質問の受付方法

質問は電子メールでのみ受け付ける。なおメールの本文には質問内容を記述せず、「【第3号様式】質問書」（以下「質問書」という）に内容を記載の上、添付して提出すること。質問書には、質問日、会社名、回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話番号、電子メールアドレスを併記すること。

### (2) 受付先

見附市企画調整課

E-Mail: kikaku@city.mitsuke.niigata.jp

### (3) 回答方法

「5 実施日程」に記載の期日までに当市ホームページに掲載する。ただし、質問内容によっては期日までに回答できない場合もある。

## 7 企画提案書類の提出

### (1) 提出書類

以下①参加表明書～⑤納税証明書の紙資料を各1部提出すること。①参加表明書～③企画提案書は電子データもあわせて提出すること。

① 【第1号様式】参加表明書

② 【第2号様式】見積書

- ・ 見積書に記載した内訳がわかるように明細書を別途添付すること（様式は任意）。なお、消費税等をわかる形で記載すること。

③ 【任意様式】企画提案書

- ・ 企画提案書の用紙はA4版で、枚数は30枚程度とすること。
- ・ 様式は任意とする。なお、表紙、目次等は上記ページ数に含まない。
- ・ 資料やイメージ図など、見やすくするためにA3を利用してもよいが、A3は2ページとして扱い、A4と同じ大きさになるよう三つ折りにすること。
- ・ 記述にあたっては文字サイズを10.5ポイント以上とし、説明を要せずとも読んで理解できる内容とすること。
- ・ 記載する内容や項目については「9 優先交渉事業者の選定（2）評価基準 業務実施方針、事業提案」にそって作成すること。
- ・ 記載する内容は、オプション提案を除き、本事業における実施義務事項として、提案事業者が提示し契約するものであることに留意すること。

④ 登記簿謄本（全部事項証明書の写し）

⑤ 納税証明書（課税のあるもののみ提出すること）

- ・ 法人市民税納税証明書（最新の事業年度のもの）
- ・ 固定資産税納税証明書（最新の事業年度のもの）
- ・ 国税納納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について）

※「その3」または「その3の3」を提出

### (2) 提出方法

① 紙資料：郵送または持参により提出すること。FAX・電子メールによる書類の提出は受付しない。

② 電子データ資料：電子メール等により提出すること。

(3) 提出先

〒954-8686 新潟県見附市昭和町2丁目1番1号

見附市 企画調整課 総合政策室 (担当：笹井)

TEL 0258-62-1700 (内線 314)

MAIL kikaku@city.mitsuke.niigata.jp

(4) 提出期間

「5 実施日程」に記載の期日まで (必着)

(5) 留意事項

① 提出書類は返却しない。

② 提出書類は必要に応じて複写 (当市での使用に限る) することがある。

③ 提出された書類は、このプロポーザルに係る選定以外には使用せず、第三者に開示しないものとする。

④ 提出期限経過後の書類の差替及び再提出は、原則として認めない。

## 8 プレゼンテーション審査

プレゼンテーションを審査以下により実施する。なお、日程については変更する可能性があるので留意すること。変更になる場合は、後日通知する。

(1) 日程：「5 実施日程」に記載のとおり。

(2) 場所：見附市役所 301 会議室 (予定)

(3) タイムスケジュール：プレゼンテーション 30 分、質疑応答 15 分

(4) 注意事項

① プレゼンテーションの順番はくじ引きにより決定する。

② 具体的な実施日時は、参加者へ通知する他、後日市ホームページへ掲載する。

③ プレゼンテーション審査の様子は、傍聴可能とする。

④ 説明する内容は「9 優先交渉事業者の選定 (2) 評価基準 業務実施方針、企画提案」及び「企画提案書」の内容とし、追加資料の当日配布は認めない。

⑤ 当市で準備する機材は、プロジェクター、スクリーン各一式とし、PC等の必要機器は提案者が用意するものとする。

⑥ 進行は、当市の職員が行い、説明者はその指示に従い説明等を行うこととする。

⑦ 企画提案書類提出後に本プロポーザルから辞退する場合は、辞退する理由を明記の上、辞退届 (様式任意) を提出すること。

## 9 優先交渉事業者の選定

(1) 評価方法

① 本市が指定する審査委員が審査を行い、優先交渉事業者を決定する。

② 提案者が1者の場合であっても、事業実施の適格性を審査し、選考を行う。

③ 優先交渉事業者の選定結果は参加者全てに書面で通知する。

④ 優先交渉事業者及び次点交渉権となった者は市HP等で公表する。

⑤ 優先交渉事業者とした通知をもって本業務の契約締結を約束するものではない。

(2) 評価基準

別紙1「見附市若者交流活躍機会創出事業委託仕様書」に基づき、以下の基準により採点を行い、最も得点の高い者を優先交渉事業者とする。

項目	内容	配点
業務実施方針	A) 提案者概要（連携・協力事業者含む） B) 過去の業務実績等 C) 本業務実施の心構え、コンセプト等 D) 本業務実施の体制	20
事業提案	A) 若者の交流・活躍の場を創出 A-1：若者からの相談・コーディネート支援等 A-2：若者が立ち寄りやすい居場所づくり B) 若者の主体的なチャレンジの創出 B-1：若者の主体的な活動に対する企画・実施 B-2：中核的イベントの企画・実施 C) 若者との継続的な関係づくり C-1：中学生との関係づくりに関する企画・実施 C-2：高校卒業後の若者との関係づくりに関する企画・実施 D) その他（若者に選ばれるまちづくりに向けた取組に関する企画・実施）	60
見積額	「【第2号様式】見積書」の金額で以下算式に基づき採点する。  算式： $20 \times \left( \frac{\text{提案事業者全体の最低見積額}}{\text{提案事業者の見積額}} \right)$	20
合計		100

### (3) 優先交渉権者決定の通知

- ① 「5 実施日程」に記載の期日までに全ての提案事業者（辞退の事業者及び事前審査により選定から外れた事業者を除く）に結果通知を発送することを予定している。
- ② 選定結果の詳細については非公開とし、選定結果に対する異議申し立ては原則受け付けない。

## 10 契約

- (1) 優先交渉権者として選定された者と契約締結交渉を行う。優先交渉権事業者の決定をもって提案書類に記載された全内容を承認するものではない。
- (2) 企画提案書に記載され、選定で評価した項目については、原則として契約時の仕様書等に反映する。
- (3) 本業務の目的達成のため、必要な範囲において、優先交渉権事業者との協議により契約締結段階において項目を追加、変更及び削除を行うことがある。
- (4) 優先交渉権者として選定された者と契約締結交渉を行う。但し、当該交渉が不調のとき、または優先交渉権者が契約を辞退したとき、提案書類に虚偽の記載が判明したときは、次点交渉権者と契約締結の交渉を行う。

## 11 その他

- (1) このプロポーザルにかかる費用は、すべて参加者の負担とする。やむを得ない理由によりこのプロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を当市に請求することはできない。
- (2) 選定後又は契約締結後に、優先交渉事業者の提出書類等における虚偽内容の記載又は選定の公平性を害する行為があったと判明した場合は、優先交渉事業者の取り消し又は契約を解除することがある。
- (3) 次のいずれかに該当する場合は、選定の前後に関わらず参加者を失格とする。
  - ① 参加資格を満たしていない場合。
  - ② 提出期限、提出先、提出方法が適合していない場合。
  - ③ 企画提案書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
  - ④ 企画提案書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合。
  - ⑤ 「【第2号様式】見積書」に記載の金額が「2 契約の概要 (6)提案上限額」の金額を上回った場合。
  - ⑥ 本プロポーザルの公募開始日から優先交渉事業者決定の日までの間に、本プロポーザルに関して選定手続きに定められている事項以外で関係職員との接触があった場合など選定に係る不正行為が認められた場合。

以上